

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者の安心で豊かな老後のためにつくられた、少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)の公的年金制度です。



✓ 次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

- ・国民年金第1号被保険者
- ※国民年金保険料納付免除者を除きます。
- ・年間60日間以上農業に従事
- ・60歳未満

✓ 政策支援加入の場合は、保険料の国庫補助を受けることができます(月額保険料は2万円固定)。

<政策支援加入要件>

- ・39歳以下
- ・農業所得900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者またはそれらの者と家族経営協定を締結している者

✓ 終身年金で、80歳までは死亡一時金があります。

✓ 支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。

✓ 保険料の額は月2万円～6万7,000円の範囲で自由に決めることができ(通常加入の場合)、自由に加入・脱退することができます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1または2のものと家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した者	6,000円	—

詳しくは農業委員会(尾上総合支所内)までお問い合わせください。

問合せ：農業委員会 事務局 ☎44-1111 (内線 2153)

戦没者などの ご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金の 請求期限が近づいています

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給となります。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わりします。
- 4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成27年4月1日から
平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。
※平成27年4月1日以降に上記支給対象者が亡くなった場合、相続人による請求および受給が可能です。

請求窓口

- ▷健康センター 福祉課福祉総務係
- ▷尾上総合支所 市民生活課市民係
- ▷碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- ▷葛川支所

問合せ：福祉課 福祉総務係 ☎44-1111 (内線 1164)